

# 障害者自立支援調査研究プロジェクトについて今まで講じてきた改善策

## 1 補助上限額（1件あたり）

H20年度：20,000千円

H21年度：15,000千円（△5,000千円）

## 2 事業成果の普及啓発

H20年度：事業概要を厚労省HPに公開する他、成果物を国立国会図書館に納本

H21年度：成果発表会の開催や成果物のデータベース化に着手

## 3 団体への一般的な指導の強化

H20年度：事業執行上の注意点をまとめた事務連絡を発出する他、質問の多かった事項をQ&A集として整理し、団体に送付。

## 4 事業実績に係る検査体制の強化

H20年度：実績報告書の書類審査を実施

H21年度：実績報告書の審査に加えて、一部、実地検査を実施

## 5 補助対象経費の見直し

### (1) 食糧費

H19年度：弁当代等の飲食代は補助の対象

H20年度：茶菓代に限り補助の対象

### (2) 旅費

H20年度：海外調査に係る旅費は、必要であれば補助の対象

H21年度：海外調査に係る旅費は、原則対象外

## 6 補助金の早期支出

H19年度：翌3月末に支払い

H20年度：12月中旬に支払い

## 社会福祉推進事業実施要綱

(注)「社会福祉推進事業実施要綱」(平成20年6月2日 社援発第0602003号社会・援護局長通知)の対象事業の①～⑤について、事業の例示を加えたものである。

### 1. 目的

本事業は、地域福祉の推進、福祉基盤の確保、低所得者対策等に関わる先駆的・革新的な事業に対して助成を行い、もって、21世紀にふさわしい福祉社会の構築と公的扶助制度等の適正な運営に資することを目的とする。

### 2. 事業の実施主体

- (1) 都道府県又は市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む)
- (2) 厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

### 3. 対象事業

以下の5つの視点のいずれか(複数可)により実施される事業であって、その内容が独創的な調査研究又は革新的な試行的事業であると認められるもの。ただし、他の補助制度による補助対象事業を除く。

#### ①ニーズの発見に関すること

「様々な問題を抱えて地域で生活している住民」(以下、「地域住民」という。)のニーズを発見するために、「地域で活動する住民・行政・事業者・諸分野の専門職・コーディネーター」(以下、「地域住民等」という。)はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

- 例)・宅急便業者と民生委員の連携による1人暮らし高齢者のニーズ把握方法の調査研究事業
- ・大都市における低所得者の実態に関する調査研究
  - ・共に民生委員を目指す夫婦向け「夫婦(めおと)講座」開設モデル事業

#### ②サービスの提供(支援)に関すること

地域住民に適切なサービスを継続して提供するために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

- 例)・地域住民との長期的な信頼関係を築くことのできる人材の養成プログラム開発事業
- ・ひきこもった若者の在宅起業支援モデル事業

#### ③ニーズからサービスへのつなぎ(調整)に関すること

発見されたニーズを適切なサービスにつなげるために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

- 例) ・福祉専門職と他分野の職種との協働を推進するネットワークの構築促進事業
- ・地域福祉の拠点として複数事業を展開する社会福祉法人の新しい経営の在り方研究

#### ④活動基盤（資金、拠点）の確保に関すること

活動するための資金や拠点を確保するために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

- 例) ・居酒屋等における携帯電話を利用した効果的な募金システムの開発事業
- ・廃校となった小学校の空き教室を中心とした地域の連絡システム開発事業

#### ⑤従来の枠組みではとらえられない問題への対応に関すること

これまで個別施策では対応できなかった問題に取り組むために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

- 例) ・家出や薬物中毒などにより教育の機会を失った若年者の学習支援と拠点確保の連携モデル事業
- ・保護司と民生委員と民間企業の協働による刑務所出所後の生活支援モデル事業

### 4. 経費の補助

国は、本要綱による事業に要する経費について、別に定めるところにより補助を行うものとする。

### 5. 協議

3に掲げる事業の実施を希望する都道府県若しくは市町村又は厚生労働省所管の公益法人等関係団体若しくは厚生労働大臣が特に必要と認める団体は、別に定めるところにより厚生労働大臣に協議すること。

## 社会福祉推進事業評価委員会設置要綱

### 1 目的

社会福祉推進事業は、地域福祉の推進、福祉基盤の確保、低所得者対策等に関わる先駆的・革新的な事業に対して助成を行い、もって、21世紀にふさわしい福祉社会の構築と公的扶助制度等の適正な運営に資することを目的に行うものであるが、社会福祉推進事業に係る評価委員会の適正な運営を図るため、本要綱を定める。

### 2 評価委員会の業務

社会福祉推進事業における民間団体及び地方自治体が実施する事業の採択を決めるに当たっての評価等に関すること。

### 3 委員

評価委員は社会福祉分野等に関する学識経験者及び厚生労働省本省職員のうちから厚生労働省社会・援護局総務課長が委嘱する。

なお、厚生労働省本省職員から委嘱する場合は官職を指定して行う。

### 4 委員会の運営

委員会の運営に必要な事項については、この要綱に定める他、委員会において定める。

### 5 庶務

評価委員会の庶務は、厚生労働省社会・援護局総務課で行う。

(参考)

## 評価委員

### 【学識経験者等】

- 〇〇 〇〇 大学教授（社会学）
- 〇〇 〇〇 福祉系大学学長
- 〇〇 〇〇 大学准教授（地域自治）
- 〇〇 〇〇 大学准教授（精神保健福祉、障害者福祉）
- 〇〇 〇〇 大学教授（地域福祉、コミュニティワーク）

### 【行政関係者】

- 厚生労働省社会・援護局総務課長
- 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

## 老人保健健康増進等事業実施要綱

### 1. 目的

本事業は、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業等に対し助成を行い、もって、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的としている。

### 2. 事業の実施主体

- (1) 都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む）
- (2) 厚生労働省所管の関係団体等及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

### 3. 対象事業

次のいずれかに該当する事業であって、その内容が先駆的かつ試行的事業と認められるもの。ただし、他の補助制度による補助対象事業を除く。

- (1) 「未来志向研究プロジェクト」（高齢者の介護・自立を支援する行政施策として将来的に制度化することを視野に入れた現場レベルでの実務的調査研究事業をいう）
- (2) 介護保険制度の適正な運営・周知に寄与する調査研究事業
- (3) 高齢者保健福祉施策の推進に寄与する調査研究事業

### 4. 優先採択テーマ

対象事業のうち、補助対象として優先的に採択するテーマは、3－(1)については別紙1、3－(2)については別紙2のとおりである。

### 5. 評価委員会の設置

有識者等からなる老人保健健康増進等事業評価委員会を設置する。なお、評価委員会において事業の採択に係る評価等を行うこととするが、その業務及び運営に関することについては別途定めることとする。

(別紙1)

「未来志向研究プロジェクト」優先採択テーマ

- 1 介護保険における保険者の機能強化等に関する調査研究事業
- 2 在宅介護・在宅医療の推進等に関する調査研究事業
- 3 医療機関と介護サービス事業所等との連携に関する調査研究事業
- 4 老人保健施設及び特別養護老人ホームの入所者に対する医療の実態調査研究事業

(別紙2)

介護保険制度の適正な運営・周知に寄与する調査研究事業優先採択テーマ

- 1 学校・職域等における認知症者等の支援に関する調査研究事業
- 2 福祉・介護サービス施設・事業所の経営の在り方に関する調査研究事業
- 3 居宅サービスにおける口腔関連介護サービスの在り方に関する調査研究事業
- 4 新予防給付のサービス内容と介護予防効果に関する調査研究事業



## 老人保健健康増進等事業評価委員会運営要綱

### 1 目的

老人保健健康増進等事業は、高齢者の介護、介護予防、老人保健及び健康増進等に関わる、先駆的、試行的な事業等に対し助成を行い、もって老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的に行われているところであるが、老人保健健康増進等事業に係る評価委員会の適正な運営を図るため、本要綱を定める。

### 2 評価委員会の業務

評価委員会は、次の業務を行う。

- (1) 老人保健健康増進等事業における民間団体及び地方公共団体が実施する事業の採択を決めるに当たっての評価等に関すること。
- (2) 老人保健健康増進等事業の適正な運営に関すること。

### 3 委員

- (1) 評価委員は老人保健・福祉分野等に関する有識者及び厚生労働省本省職員のうちから厚生労働省老健局総務課長が委嘱する。  
なお、厚生労働省本省職員から委嘱する場合は官職を指定して行う。
- (2) 評価委員会は、委員6名以内とし、委員長1名を置く。
- (3) 委員の任期は、2年とする。

### 4 委員会の開催

委員会の開催は、必要に応じ委員長が招集する。

### 5 庶務

評価委員会に関する庶務は、厚生労働省老健局総務課で行う。

### 6 施行期日

本要綱は、平成19年1月1日より施行する。

<平成21年度>

老人保健健康増進等事業評価委員会 委員名簿

氏 名	現 職
○ ○ ○ ○	大学学長 (医学)
○ ○ ○ ○	大学教授 (経済学)
○ ○ ○ ○	大学教授 (社会学)
○ ○ ○ ○	大学教授 (高齢者介護)

(官職指定)

老健局総務課長

老健局総務課介護保険指導室長